附則第四条第四項を削り、同条第三項中「第一号及び第二号」を「一の項及び二の項」に改め、「保険薬局」の下に「（同項に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。）」を加え、「又は光ディスク等を用いた請求」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　療養の給付費等の請求の件数に係る前項の薬局による届出を受ける審査支払機関は、当該療養の給付費等の請求の件数を確認するために必要な限度で、関係する審査支払機関に情報の提供を求めることができる。

附則第四条に次の三項を加える。

5　第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

一　電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局　当該障害が生じている間に行う療養の給付費等の請求

二　レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないもの　当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求

三　改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている保険医療機関又は保険薬局　当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている間に行う療養の給付費等の請求

四　廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局　廃止又は休止するまでの間に行う療養の給付費等の請求

五　その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局　当該請求

6　保険医療機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

7　保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

附則第五条を次のように改める。

（第五条第一項に係る届出）

第五条　第五条第一項の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であつて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第百五十一号）の施行の際現に書面による請求を行つているもののうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、同項の規定に該当する旨を審査支払機関に届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない薬局	

附則第六条を削る。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月二十六日から施行する。

告示

○総務省告示第五百二十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十五日　　総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	田中眞紀子	平成二十一年九月十日
		住所	新潟県長岡市今朝白一―七―一四	
		選出区分	衆議院議員　新潟県第五区	
		選挙期日	平成十七年九月十一日	
		同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していなかった。		

社会民主党	所属国会議員の住所	寺田　学	秋田県秋田市手形山中町二―三七
	支部の数		二六五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		二六五
改革クラブ	所属国会議員の住所	川合　孝典	東京都目黒区鷹番三―四―五
	支部の数		二六六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		二六六
民主党	所属国会議員の住所	辻　泰弘	兵庫県加古川市平岡町新在家一―二八〇―八
	会計責任者の職務代行者の住所	渡辺　祐介	神奈川県鎌倉市西鎌倉二―一九―八
	支部の数		五七〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		五七〇
	弦念（ツルネンマルテイ）	丸呈	秋田県秋田市千秋北の丸五―五五
	支部の数		二六八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		二六六
	会計責任者の職務代行者の住所	東京都文京区大塚三―三一―一〇	東京都目黒区碑文谷一―二五―一九
	支部の数		五七〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		五七〇
	会計責任者の職務代行者の住所	新潟県三条市東三条二―三―一三	兵庫県加古川市平岡町新在家一一九二―〇―二五三
	支部の数		五六五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		五六五
	会計責任者の職務代行者の住所	東京都文京区大塚五―三一―一〇	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一三二一
	支部の数		五六五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		五六五
	会計責任者の職務代行者の住所	新潟県見附市市野坪町一二〇九	平成二十一年九月十四日
	支部の数		五六五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数		五六五